

第4回 東村山市児童クラブ運営等に関する代表者協議

- 開催日 : 令和4年2月15日(火) ※オンライン開催
- 出席者 : (東村山学童保育連絡協議会) 会長2名、事務局次長1名、事務局員1名
(児童課) 児童課長、運営体制計画推進担当主査
- 協議概要

1. 野火止児童クラブ保護者会へのヒアリングについて

学保連より、前回の協議にて報告したアンケート調査後に、追加的に野火止児童クラブ保護者会にヒアリングした内容について、以下のような報告があった。

・アンケート結果同様、出席した保護者の大半が市の判断に任せるとの認識を示し、第2クラブの指定更新の際に第1クラブも併せて民営化することに対して、前向きな意向が示された。

2. 意見交換

これまでの協議の中で、市と学保連との間で共通認識に至った以下の事項について、改めて確認を行った。

- ・第2野火止児童クラブの指定更新の際に、同一敷地内にある第1野火止児童クラブを合わせて民営化することについては、野火止児童クラブ保護者会及び学保連として前向きな認識を示している。
- ・同一建屋や敷地内、あるいは同一保護者会が組織される施設については、これらの施設をセットで民営化することや、一方の指定更新のタイミングに合わせて民営化することを検討する。
- ・本代表者協議でお互いに共通認識するに至った事項については、市ホームページに掲載のうえ、その方向性を違えることのないように進めていく。

市より、民間活力を導入する際の考え方について、これまでの協議内容を踏まえたうえで、以下のような認識が示された。

- ・第1野火止児童クラブの保護者の皆さまにおかれては、既に民営となり5年目を迎える第2野火止児童クラブのこれまでの経過と実績から、民営化に対する一定の理解が進んでいたものと考えられる。
- ・同一建屋や敷地内、あるいは同一保護者会が組織される施設については、これらの施設をセットで民営化する考え方がある一方で、保護者の理解を得ながら、より丁寧に進めていく前提に立てば、別のアプローチも考えられる。例えば、同一建屋や敷地内に2つの児童クラブがある場合、経過措置的に2施設のうち、まず1施設を指定管理者の指定により民営化し、その指定期間中の実績を評価・検証のうえ、次の指定更新の際に、残る1施設を併せて民営化する。つまり、指定期間中において公・民が隣り合う形での運営を行うこととし、保護者が公・民のサービスを選択できる環境を構築することで、民営化事業総体としてより丁寧な対応に努めていく。

以上のような市の認識を受けて、学保連より以下のような意見が述べられた。

- ・市が示した進め方に異論はなく、今回の新たな提案により、より丁寧に進めていくことになるものと理解している。

- ・指定更新の際に、例えば隣り合う2施設が異なる事業者による運営になることは、管理運営の効率性や均一化した育成支援を行うことが困難になることが懸念されるため、好ましくない。これらの施設が民営化される際には、同一事業者とすることを担保するべきと考える。

3. 次回協議について

本代表者協議の内容を踏まえた、市における基本方針(案)の策定状況をみながら、年度末から4月を目途に、次回協議の場を持つこととした。